

滋 病 防 第 1 0 2 号  
令和元年(2019年)12月11日

各関係機関の長 様

滋賀県病害虫防除所長

### 病害虫発生予察情報（特殊報第2号）について

のことについて、以下のとおり発表したので送付します。

#### 令和元年度病害虫発生予察特殊報第2号

令和元年(2019年)12月11日  
滋 賀 県

1. 病害虫名 ネギハモグリバエ別系統 *Liriomyza chinensis* Kato

2. 作物名 ネギ

3. 発生経過

- (1) 令和元年6月、県内の一部のネギほ場において、ハモグリバエ類による著しい食害によって、葉が白化する症状が確認された。この被害状況は従来の食害の症状と著しく異なり、他県で発生が認められているネギハモグリバエ別系統の食害と類似していたため、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センターに遺伝子型の解析を依頼した結果、従来の遺伝子型（以下、「A系統」）とは異なる別系統（以下、「B系統」）と同定された。
- (2) B系統の発生は、平成28年頃より京都府で確認され特殊報が発表されている。その後、茨城県、富山県、千葉県、長野県、埼玉県、新潟県、栃木県および三重県で確認され、特殊報が発表された。

4. 形態および生態

ネギハモグリバエのA系統とB系統は、ともに成虫の体長は約2mm、胸部と腹部は黒く、その他の部分は淡黄色で、形態による識別は困難である。幼虫はうじ虫状で、成長すると体長約4mmに達し、蛹は体長約3mmの褐色、俵状である。

両系統とも成虫は葉の組織内に産卵し、孵化した幼虫は葉の内部に潜り込んで葉肉を食害する。幼虫は成長すると葉から脱出し、地表又は土中で蛹となる。

5. 被害の特徴

幼虫が葉中に潜り込んで食害し、食害後は白い筋状の潜孔を形成する。従来のA系統では1葉あたり1～数匹程度が加害するのに対し、B系統では1葉あたり10匹以上の幼虫で集中的に加害する傾向がある。

6. 防除対策

- (1) 発生を認めたら、系統に関わらずネギハモグリバエまたはハモグリバエ類に適用のある薬剤により、発生初期の防除を徹底する。
- (2) 被害葉及び収穫残さは本虫の発生源となるので、残さは、ほ場内に放置せず、一ヵ所にまとめて積み上げ、ビニール等で覆い、裾部分を土で埋める等適切に処分する。

## 7. 写真



図1 従来のA系統による食害痕



図2 B系統による食害痕



図3 ネギハモグリバエ成虫

滋賀県病害虫防除所

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県近江八幡市安土町大中 516

TEL:0748-46-4926・6160

FAX:0748-46-5559

Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

## 農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

### 1. 販売に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
  - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
  - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

### 2. 使用に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
  - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
  - ・使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
  - ・希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
  - ・使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
  - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
  - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦農作物等および土壤、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようすること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。